

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

(県民生活課)

ページ 一

告示

主要農作物の奨励品種

(農産園芸課)

一

号外 (八) 平成三十年四月一日

規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十九号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消費生活条例施行規則(昭和五十年岐阜県規則第五百号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号、第二十九条第二項第一号及び第三十一条第二項第二号中「管理調整監」を「消費生活対策監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百一十一号

岐阜県の主要農作物の奨励品種を次のように定める。

なお、主要農作物の奨励品種に関する告示(平成四年岐阜県告示第百五十五号)は、廃止する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 水稻

地帯別	種類	品名
平坦地帯	うるち	コシヒカリ、みのにしき、あきたこまち、あさひの夢、ひとめぼれ、ハツシモ岐阜SL及びびつや姫
	もち	モチミノリ
中山間地帯	うるち	コシヒカリ、あきたこまち及びひとめぼれ
	もち	ココノエモチ
山間高冷地帯	うるち	コシヒカリ、はなの舞い、あきたこまち及びひとめぼれ
	もち	たかやまもち
酒米		ひだほまれ

二 麦類

種類	品名
小麦	イワイノダイチ、タマイズミ及びさとのそら
大麦	ミノリムギ及びさやかぜ

三 大豆

フクユタカ、タチナガハ及びアキシロメ

平成三十年四月一日発行

発行者
岐阜県

発行所
岐阜市
数田南二丁目一番一号

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社